

宇陀市と大塚製薬株式会社との健康づくりに関する包括連携協定書

宇陀市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携及び協力して、宇陀市民（以下「市民」という。）の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活の実現を目指すため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力して、市民の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 「健幸都市“ウェルネスシティ宇陀市”」施策に関すること
- (2) スポーツ・文化の振興に関すること
- (3) 防災及び災害時における支援に関すること
- (4) 子ども、若者の育成・支援に関すること
- (5) 女性の活躍に関すること
- (6) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（協定の期間）

第3条 本協定は、双方の署名により発効し、令和3年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、甲又は乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または前文に定める目的以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの

- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
 - (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したものの
 - (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(変更及び解除)

第5条 甲及び乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力)

第6条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市

宇陀市長

乙 大阪府大阪市北区中之島6丁目2-40

大塚製薬株式会社

大阪支店長